

昭和二十七年六月九日(月曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 前田 正男君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君

有田 二郎君

小野瀬忠兵衛君

福井 勇君

瀧 通義君

風早八十二君

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

員会委員長 横田 正俊君

正取引委員 古内 広雄君

事務局局長 古内 広雄君

委員外の出席者

専門員 田池與四松君

専門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保
に關する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第一八五号)

○前田委員長 これより會議を開きま
す。

前會に引續き私的独占の禁止及び公
正取引の確保に關する法律の一部を改
正する法律案を議題とし質疑を繼續し
たい。福田喜東君。

○福田(喜)委員 それでは前會に引續
きまして質疑を行います。

前會におきましては、第十條の事業
会社の株式または社債所有の制限事項

においては、單なる会社間の競争を減
殺する場合にも他会社の株式、社債の
所有を禁止しているが、これは一定の
取引分野における競争に影響のない場
合を禁止することに、行き過ぎてお
ると思ひますが、その点に關する経
過はどうかというのを御質問申し上げ
ましたところ、政府御当局より同感
というふうな御意見でございまして、
縦の連絡の点につきましてもいろいろ
御意見があつたようでありまして、さ
らに御質問申し上げたいのは、同じ條
の第二項、第三項は削除すべきものと
思ひますが、この点に關する御意
見をまず第一にお伺ひいたします。

○横田(正)政府委員 第二項、それ
からそれに関連した第三項は、御承
知の競争会社間の株式の所有を絶対
的に禁止するという非常に強い禁止規定
でございまして、これにつきましては、
前からやや行き過ぎではないかという
ことである。検討いたしてございま
す。もつとも、この條項につきまして
は、司令部のありますところは非常に
やましく、この條項に手をつけること
を非常にいやがつておるようござい
ましたが、しかしわれわれは、いまだ
しては、この規定についてはなお十分
検討いたしまして、あるいは場合によ
りましては削除するといふようなこと
も考へておるわけでございます。これ
は他の條項等ともならみ合せまして、
もう少し検討いたしたいと思つており
ます。

○福田(喜)委員 この点を削除するに
つきまして、對外關係について御考慮
を拂つておる点がございまして、なら
ば、この際御意見を承つておきたいと
思ひます。

○横田(正)政府委員 對外關係と申し
ましても、この條項自体が、必ずしも
削除したことによつて非常に向う
に悪影響を與えるというふうな、例の輸
出組合の問題なんかとは違つた問題を
実はわれわれは考へておるのでござ
いまして、この規定がございまして、
たとへば外資導入なんかの關係で、む
しろこの規定がある意味で妨げになつ
ていふような面もあるくらいでござ
います。この点はなおよく検討いたし
まして、日本の經濟に役立つような形
に、第十條全体を持つて行きたいと考
へております。

○福田(喜)委員 次に第十一條に移り
ます。第十一條の金融会社の株式所有
の制限事項は、これは制限率は百分の
五となつておるが、少くとも百
分の十まで持つて来ていると思ひ
ます。私にこれは常識と思ひます
が、この点に關する御見解はいかが
ですか。次に、十三條の役員兼任の制
限事項につきましても、実質的な競争
の減殺を問題にすべきものと思ひま
す。この点から独禁法改正に對する
政府御當局の御見解を承りたい。少
くとも兼業禁止の規定は、実質的な影響
のない者はいいやないか。つまり、
非常任重役の問題という点ももう少し
考慮を拂われてもいいのじやないか。
かつた、従業員まで行くのは少し行

き過ぎじやないか。監査役等は——商
法の改正規定に従ひまして少し監査役
の地位が従前は違ひますが、監査役
についてはどういふふうにお考へにな
るか。それから、競争關係にある者で
も、支配的な影響がなかつたといふの
はないか。こういう点について御意見を
承りたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 第十一條の第二
項の株式所有率の制限につきましては、
おつしやいます通りこれは少しきつ過
ぎますので、すでに保險会社にござ
ましては、特別法をもちましてこの制限
を百分の十に改めておりました。その
他の金融会社につきましては、これを
百分の十程度にすることは適當ではな
いかというふうに考へております。司
令部當局におきましても、この百分の
五を十にするのは、むしろさしつか
えないといふくらいに言つておつたの
でございまして。

それから十三條の役員兼任も、問題
は十條の問題とは同一に考へていい
かと思ひますが、この点は、十條の
二項、三項を考へ直さなければならぬ
といふことになりまして、勢ひ十三條
についても同じような考慮を拂われ
るというふうにならうと思ひます。な
お、監査役、従業員まで入れるとい
うことはどうかという点も検討に値す
ると思ひます。ただ、監査役につきま
しては、御承知のように役員という定
義を第二條であげておられますので、こ
の役員の中に、監査役というふうな、今
度の商法で大幅職務のかつた者を含

めておくのがいいかどうかという一般
問題であります。これらもあわせて
検討いたしたいと考へております。

○福田(喜)委員 現在の規定は従業員
まで行くようになつておりますが、実
質的に従業員まで含むといふことに
ついて、本法の適用上、従業員までこれ
を含めておつたために、非常に都合が
よかつたといふような例が何かござ
いまして、その点を伺ひます。

○横田(正)政府委員 實際問題とし
て、従業員まで入れておつたがため
に、独占禁止法の精神の上から非常
に、都合がよかつたといふような積極
的な事例は、ちよつと私今思ひつかない
のでございまして、この従業員の中に
も、相當実質的な力を持つ者もおりま
す。この規定がございまして、この規定が
入つたのだと思ひます。そういう点も今後
大いに検討をする必要があると思
つております。

○福田(喜)委員 次に、第十四條の、
会社以外の者の株式または社債の所有
の制限の問題でございまして、第十四
條の、会社以外の者の株式または社債
所有の制限の事項についても、一定の
取引分野における競争が実質的に減殺
されたり、不正な競争が行われたり
する場合に制限すべきものと思ひま
す。その点どうお考へになつており
ますか。

○横田(正)政府委員 十四條につきま
しては、十條について本日補足いたし
ましたこととは歩調を一にしている

のではないかと。従つて、十條と十四條は別個の條文にする必要すらあるいはなくなるのではないかと。思ひまして、この点も、十條の改正とあわせて、行き過ぎた点がもしございませうれば是正したいと考へておられます。

○福田(喜)委員 十五條につきましても、いわゆる合併の制限條項につきましても、同時に御答弁がございましたが、十四條、十五條につきましても、實際法規が働いた適用の事例というものは今までにございませうか。その点を承つておきたいと思つております。

○横田(正)政府委員 十四條自体につきましては、特に会社以外の大きな個人の株主とか、その他のものを取上げて云々しましたことはなかつたと記憶いたしております。ただこれは、むしろ事業者団体の規定がございまして、今後は事業者団体でもこの十四條の問題は起り得るわけでございまして、むしろそういうような観点で、事業者団体が株を持つこと自体は、今度は違法ではございせんが、それがもし持つことによつて競争を阻害するといふような結果になりますと、第十四條の問題に今後なるわけでありませう。

それから十五條の合併の問題につきましては、これはいろいろ問題がございませうが、但しこの規定によつて今までは、大きな合併があれ／＼の活動のために阻害せられたというようなことは、実はほとんどないのでありまして、これはむしろ一般には、何となく独占禁止法が合併を全然禁じておるのか、ごとき誤解するやうでございませうが、

現在まで、だん／＼ふえて参ります合併とか、十六條の營業譲り受け等につきましても、われ／＼の観点から、特にこれを取上げて阻止しなければならぬほどの大きなものはほとんど出て来ておりません。しかし御承知のやうにいろいろ關係がいたしまして、企業間の合併といふことが行われてゐる傾向がだん／＼に見えて参りますので、今後は、場合によりましては、ある種の合併はこれを阻止しなければならぬといふような事態が出て来るのではないと思ひますが、今のところでは、この十五條自体で特に取上げて問題になつたものは非常に少いのであります。

○福田(喜)委員 この十五條の問題でございませうが、御承知のやうに三井とか三井とか、その他住友とかの旧社名の復活につきましても、この十五條の條項についていろいろ問題をはらむ余地があらうかと思ひますが、この点に対する御見解がございませうか。

○横田(正)政府委員 その点はわれわれが非常に注意をいたしておるところでございまして、御承知の通りとうとうとしてそういう合同の方向に向いつつあるやに見えますので、十五條に合併を阻止する事由が三つ掲げてございませうが、この一つ／＼に照しまして、今後大いに監督をいたして参りたいと思つております。この十五條につきましても、その意味におきまして要件を緩和することは、私どももいたしまして、これがぎり／＼の線でありまして、これ以下にこの要件を緩和するといふことは全然考へておりません。ただ届出の方式等につきましては、あまり不必要な迷惑を当事者にか

けない程度にこれを簡素化することは考へております。この要件はこのまま維持したいと思つております。

〔委員長退席、永井委員長代理着席〕

○福田(喜)委員 そうすると、十四條と十五條とは根本的に扱ひの方針が公取として違つて、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。十五條の合併の制限條項といふものは今後の情勢とにらみ合せて——この制限はもろ／＼ゆるめるところはゆるめまゝす。けれども將來にわたつて、この條項は存置する強い理由があるといふことになると思ひますが、この点いかがでございませうか。

○横田(正)政府委員 仰せの通りでございまして、この十五條の條項は、このまま存置したいといふつもりでございませう。

○福田(喜)委員 最後に、二十五條の賠償責任の問題でございませうが、この点については当局の御意向はどうでございませうか。

○横田(正)政府委員 この規定は実は特別な、いわゆる無過失賠償責任を認めたものでございまして、独禁法を強く施行しますためには、この規定があることが有意義なものでございませう。立つといふふうにも考へておりますので、できればこれはこのまゝに置きたいと思つております。但しこれにつきましても、政令諮問委員会なりあるいは政府が一度立てました案におきましては、たしか無過失賠償は少しきつからうといふことで、一応損害賠償責任は認めるが、しかし故意または過失がなかつた場合には、それを被害側で証明した場合に、責任を免れ

るといふやうな、少し緩和的な形にしたいといふ意向も一般にあつたわけだと思ひまして、この点は實際の扱いといたしましては、無過失責任といたしまして、あるいはそういうやうな立証責任の転換のような形にいたしました。實際の働きとしてはあまり違ひはなからうと思ひますので、そういうやうな考へ方もあつてもう一度検討してみようと思ひます。

○福田(喜)委員 そうすると当局は、無過失賠償責任の原則を維持して行きたい、こういう考へでございませうか、立証責任の転換だけでこれを片づけたらどうかと思ひますか。

○横田(正)政府委員 できればこのまゝにしておいた方がよいと思ひますのでございませうが、しかし今申しました程度の修正を考慮の余地があると考へます。なお故意過失を立証すれば、普通民法の七百九條で、この規定をまたずに、當然に一種の不法行為としまして損害賠償責任がございませうので、何か意味を持たせるといふと、立証責任を転換した程度のものが中間に考へられるわけでございませう。

○福田(喜)委員 つまり無過失賠償の責任といふのは、これは法規がなければできぬことではございませうが、無過失賠償責任の原則だけは維持されたいと思ひ持たんであります。

○横田(正)政府委員 どうしてもなければならぬと考へておられますが、まあできたらこのまゝにしたいと思ひますが、實際の結果において、事業者が思ひぬ責任を負わされるというこゝろはないではないかといふやうに考へておるのであります。

○福田(喜)委員 これは實際、現在のままであつても、この二項の規定は、故意や過失なしに、私的独占や、不当な取引制限や不正な競争といふことは考へられないのですから、これはむしろ削除すべきではないかと思ひますが、御意見どうでございませうか。

○横田(正)政府委員 削除いたしますと、まづた民法の七百九條あたりの一般原則で行くといふことになるわけだと思ひますが、その点についてはいささか、もう少し何かこゝの意味を持たせたいといふやうな気がするのでもございませう。損害賠償をそんなに重く見る必要はないといふ立場に立てば、あるいは民法でも間に合ひ、民法の規定も、故意過失の立証といふものは一定の事実から推定ができるのでございまして、民法の規定を適当に運用すれば、あるいはそういう損害賠償制度の目的を達成するのかもしれないが、しかしできませうれば、先ほど申しました程度の規定があつてもよくはないかといふやうに考へておるわけでありませう。

○福田(喜)委員 講和條約発効後におきましては、こういうやうな無過失賠償の責任を負ふといふことがはたして必要かといふことが、疑問の第一点、それからこれを嚴密に適用するといふのであるならば、これは非常にひつかかるものが多いと思ひますが、その点に対する御見解をひとつ。そういうことであるならば、民法の七百九條の一般原則に立ち返つて行つても、現在の講和條約発効後の状況においてもさしつかえないではないかといふ御意見ですか、どうでございませうか。

○横田(正)政府委員 講和條約発効後におきましては、こういうやうな無過失賠償の責任を負ふといふことがはたして必要かといふことが、疑問の第一点、それからこれを嚴密に適用するといふのであるならば、これは非常にひつかかるものが多いと思ひますが、その点に対する御見解をひとつ。そういうことであるならば、民法の七百九條の一般原則に立ち返つて行つても、現在の講和條約発効後の状況においてもさしつかえないではないかといふ御意見ですか、どうでございませうか。

○福田(喜)委員 講和條約発効後におきましては、こういうやうな無過失賠償の責任を負ふといふことがはたして必要かといふことが、疑問の第一点、それからこれを嚴密に適用するといふのであるならば、これは非常にひつかかるものが多いと思ひますが、その点に対する御見解をひとつ。そういうことであるならば、民法の七百九條の一般原則に立ち返つて行つても、現在の講和條約発効後の状況においてもさしつかえないではないかといふ御意見ですか、どうでございませうか。

○横田(正)政府委員 講和條約発効後におきましては、こういうやうな無過失賠償の責任を負ふといふことがはたして必要かといふことが、疑問の第一点、それからこれを嚴密に適用するといふのであるならば、これは非常にひつかかるものが多いと思ひますが、その点に対する御見解をひとつ。そういうことであるならば、民法の七百九條の一般原則に立ち返つて行つても、現在の講和條約発効後の状況においてもさしつかえないではないかといふ御意見ですか、どうでございませうか。

○福田(喜)委員 講和條約発効後におきましては、こういうやうな無過失賠償の責任を負ふといふことがはたして必要かといふことが、疑問の第一点、それからこれを嚴密に適用するといふのであるならば、これは非常にひつかかるものが多いと思ひますが、その点に対する御見解をひとつ。そういうことであるならば、民法の七百九條の一般原則に立ち返つて行つても、現在の講和條約発効後の状況においてもさしつかえないではないかといふ御意見ですか、どうでございませうか。

○横田(正)政府委員 それは確かに一つの御見解として十分に成り立つことと思ひますが、なおこの点は先ほどから申し上げておりますように、私は今そういう気持でおりますが、私自身だけでは問題がきまるわけでもございせんので、委員会としてその点は今後十分に検討いたして参りたいと考えております。

○福田(喜)委員 要するにこの独占禁止法の問題は、独立日本の経済を正道に乗せて行く大きな問題を今後やらんとすると私は考えます。そこでわれわれもこれをどう取扱うかという問題について十分検討を続けて行くつもりであります。政府当局におかれましては、日本経済の発展に資するように、真剣にこの問題を御検討いただきたいのであります。

私はさらに全般を通じて一つ御意見を承りたいのでございますが、この前の委員会でもございましたけれども、公取の委員長は、本法の適用は私企業だけに限られておるんだという御見解でございました。この第三條は「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」とあります。

なるほど事業者とは書いてありますけれども、政府当局、行政官庁当局を含めてこの精神は生かされて行くべきものである。従いまして公社というものもどういふふうな扱いをされて行くつもりでございませうか、その点についての本法適用上における明確なる御意見をひとつ承つておきたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 この点につきましては前にもお答えいたしましたと思ひますが、この法律のできました直後から、この法律の対象になる事業者の中に、そういう国または公共企業体が入るかどうかにつきましては、すでに説が相当わかれておりました。現在までにおきましては、むしろそういう公の機関は、いわゆる私的の独占ということにならないのではないかと、そういう考へ方が通説と申します。割合に通つて来ておつたのでございします。しかし前にも申し上げました通り、公共企業体がやはり普通の私の企業と同じ立場に立つて事業をやつておりますような場合は、ある程度においてこの独占禁止法の対象としてよいのではないかと、これが実は反省せられるのでございまして、この点は今ここで明確なことを申し上げることはできませんが、今後その点に研究を大いに集中いたしまして、その問題をどう取扱うかについての、公正取引委員会の態度をきめたいと考えておる次第でございします。

○福田(喜)委員 この点については、前回の委員会におきまして、多田委員長から大きな問題を投げかけたわけでございますが、私は一つ実例を申し上げたいと思ひます。というのはこれは日通等の問題でございまして、この規定が非常に大きな働きをなしておるものであります。現実におきまして、たとえば地方の交通業を営む私企業が、一つの営業所を設ける、路線の認可をとるといつたような場合に公聴会を開く、あるいは陸運局の關係で、地方においてそういうパブリック・ヒヤリングに類することをやるといつたときに、日通の代弁者がやつて来て、たつた一つの営業所を設けるにつきまして、あらゆる妨害が出て、日通が、暴

威を振つておる。これは偽らざる事実でございします。今日におきまして交通關係には、こういうものは單に私の県だけではなく、各委員の方にこういう問題があると思ひます。認可、許可を持つてゐる交通業の、こういう管轄は、おそろく鉄道公社でありあるいは運輸省であると思ひますが、そういう具体的問題については、現在の状況では、この独占法の規定は適用ならないという御見解でお進みになるのでございします。

○横田(正)政府委員 これも先ほどの公共企業体の問題とはまた別の問題といたしまして、やはりわれわれの方の一つの重要な研究題目になつております。つまり路線の免許であるとかこれの施設であるとかいうことは、固まりあるいはその機關が決定するのでございまして、それに働きかけることによつて、間接にいろいろな他の事業者の活動を制限する行為が、日通といふような独占法の対象になる事業者によつてなされた場合には、これをすぐいづれかの條項にあてはめて、これを違法として論議することができるかという点が、実は非常に問題なのでございまして、認可といふような行政行為によつて、その間一種の中断といふようなことが行われると見るべきか、あるいは違法な行為の結果、形はなるほど認可とか何とかいふ形になつても、それはまったく一つの国のそういう機關を利用することによつて、自己の独占なり何なりを維持して行くといふふうに見るか、そこが非常に問題のわかれ目になるかと思ひのであります。この点も大いに検討いたしまして、なるだけ独占禁止法の精神が、広

い範囲に行きわたりますように善処したいと思ひます。

「永井委員長代理退席、委員長着席」

○福田(喜)委員 この点は私は非常に重要な問題だらうと思ひます。今公取の委員長が言われましたように、認可、許可とかあるいは公聴会といふふうな手続によつて、独占法の規定が行政官庁のそういう行為にかかわらせられるといふことになつて、これによつて因果關係の中断といふものです。この法律の適用を免れるという御解釈が、それとも独占法の規定上、これはどの條文を適用することによつてこれを阻止することができるか、こういうことは解釈上の大きな問題でありまして、この改正をまたずして私は研究していただきたいと思ひのであります。

○横田(正)政府委員 たいだいの問題もわれわれ非常に重要な問題としておるところでございまして、御承知のやうに国とかあるいは公共企業体が自分でやります場合は、それは独占が許されることでも、これを他の事業者が独占的に請負せるとか、あるいはそれに特殊な権限を與えて、それに一切をやらせるといふことによつて、そこに特殊の独占体ができて来る。これがまたいろいろ他の事業者との關係においておもしろくないといふような結果を招いておられます。これはいろいろあるわけではあります。これはそれらの権限のある国なり、役所なりが、独占せしめてゐるといふことによつて、これが適法化されるか、あるいは事業者側からいふといふものに働きかけることによつて、その事業を独占するといふやうなふうに見て、やはりそこに独占禁止法上あるいは事業者団体法上取上げる余地があるのではないかと、二通り問題が考えられるわけではあります。これは場合によつていろいろ違ふかと思ひますが、われわれとしましては、できませんならば、もし事業者の方の不当な働きかけといふやうなものが認められれば、場合によっては、あるいはこれを独占禁止法上の問題として取上げ得るのではないかと、ちようど認可の場合と似たやうな問題がここにありますので、この日通の問題も実は検討中と申し上げると、まこ

とにわれ／＼が不勉強で申訳ないと思
いますが、実際非常に重要な日通の点
でございまして、この日通の点につ
きまして、もう少し慎重にわれ／＼の方
としましては理論的に検討しました上
に、実際問題をその線で今後処理して
行きたいと考えております。

○福田(喜)委員 この点は、私はたとえ協同組合法とかその他の法律で、この法律の適用を排除しておる場合を除きましたら、この独占禁止法とは日本経済全体に通ずる今後の根本方針を定めたものとして、私はそういう場合をひつくるめてお考えをいただいても、実はいいと思うわけでございますが、現実におきましては、地方に参ります

ると、地方の自治体あるいは官庁の出店等が、こういうふうないわゆる一つの仕事を、特定の法律の規定で、その権限がないようなところに、特定の会社になんかそういうものを請負わして、あたかもそれが官庁の出店機関のように地方民に思わせまして、この建前をまつ正面からくづつておるのが幾らでもあるわけです。この点については、私は研究の段階ではない。もう少し目を光らしていただかなければ、そういうふうなことをやられると、これはほとんど日本経済というものが、そういうふうな抜け穴によつて、全部独占企業体の助長、育成ということに傾いて、健全な自由競争というものがちつとも行われなくなるといふのが現在の状況ではなからうかと思ひます。この適例は至るところにあるわけであります。私はこの点につきまして提案を申し上げますが、早急に御調査いただきまして、私は資料の御提供をいただきたいと思うのでございます。われ／＼

の方でもその実例はあらゆる官庁の分野に、ことに一番多いのは交通関係の仕事でございます。それから郵政関係の仕事でも、電気通信関係の仕事でも、この分野は非常に多いのでございますが、これは私は地方においては非常に大きな問題を包蔵しておる点にか

を發動していただくと同時に、御調査を進めていただきたいと思います。

○横田正三政府委員　ただいまおつしやいましたことはまことに御同感でございますまして、今後大いに検討いたしましたと思いますが、法律問題としましては、われ／＼何をそんなに躊躇しておるかというのを、ちよつと弁解がまし

くなりますがつけ加えさしていただきます。要するに独占とか不当なる取引制限というものは、結局事業者が他の事業者の事業活動を排除するという事実がないと、そこに成立しないわけですから。この場合に排除しているのは事業者であるか、あるいは国とか、そういう公共企業体自体であるかということになりますと、そこに先ほど申しました例の中断の問題がちよつと出て参りまして、この点の踏み切りがつかないとして、法律的には、もしこれを取上げまして、裁判所で負けてしまうというようなことになりますので、このこの点をわれ／＼は実は慎重に考えておるべきわけでございます。なおこの点はそういう法律上の形において検討はいたしておりますが、しかしもしこの條項に、定義に当てはまるような、事業者が他の事業者の事業活動を排除するということがはつきり認定できます場合いたしましたして、事態の是正に盡力いた

したいと考えております。

○補田(倉)委員 これも開法で言へば、私は一種の間接正犯みたいなやり方だろうと思います。つまり発動の行為の主体は行政官庁自身、地方の自治体を使う。勵まかけ自身は法律の適用を正面から受けるところの私企業に勵まかける。そこで結果の方まで勵まかける。

業が傾きかねる。そして、親身のこと
いしるだけは、その認可を受けた許可
を受けた会社が吸って、行為自身は行
政官庁ということになっている。そう
すると、あなたの御見解によると、行
政官庁なりあるいは公社なり、あるい
は地方の自治体なりは、この法律の適
用を受けないということになると、宗
全な脱法行為になる。これが地方にお

いいてか多いかということ、私
ここで述べるまでもなく数限りなく害
例があるわけですが、この点について
早急なる対策を立てていただきたい。
これは委員長に提案いたしますが、
これは公取委員会早く対策を講
じていただくように、御調査をいただ
くように、お願い申し上げます。

○前田委員長 御希望に沿うようにい
いたします。

○湖委員 福田委員の質問に関連して
一言申し上げます。福田委員がきわめ
て適切に、専門的分野から掘り下げて
質問されたので、私は主として現在の
日本の経済社会をながめた場合におけ
る概括的な問題を質問したいと思
います。と申し上げますのは、この独禁法
ができまして以来、なるほどある面
におきましては相当成功した面もありま
しょうけれども、今福田委員が指摘し
たしましたように、法律の中をくぐり
まして、いわゆる脱法行為によつて現

在相當な獨占的な事業が行われてゐる

ことは、国民ひとしく認めなくてはならぬ。ところでございます。しかるにいまだにその問題に対しての的確なる手段が講じられないということは、法律はつくつてみたが、実際はどうでもいじやないかといふようなことであつて、きつかにこゝちは不満足に考へます。寺に

兼職禁止のごときは、あつてもなくなくてもいいものである。こういう兼職禁止のごときめのは、思い切つてこれを廢止してもらつて、堂々たる自己の企業意識によつて闘つて行くことはさしつかえない。かういつた末梢的なものだけに力を入れられまして、実態にうとないところがあるのではないか。たとへ

ば今も日通の問題がりましたが、當面鐵道關係のことを申しますならば、御承知のように鐵道弘済會のごときは、鐵道の路線一本に流れておるものであります。これくらい大きな独占の姿は、ない。この一本のレールの上に弘済會が乗つかりまして、ほかの人は何らもの支配權もない。これがこの法律に牴牾しないということとは、しない法律が惡いのであつて、これを改正することはすでに二年前からの問題である。それが今日まで放置されておるということとは、何かの圧力が加えられておると思われてもしかたがない。また日通の問題についてしかり。日通は御承知の通りこの前の解体命令が出ました場合、思い切つてやればよかつた。ただ解体命令に即しまして、出て参りました趣旨を深く検討もせず、そのままでつちか上げて今日の日通ができた。従ひましてうまいところだけとりまして、相かわらず独占的な姿を持つて来ておる。ここに日本の政治の一番悪い点が

あると思う。私たちは自由党ですか。

義でありましようけれども、こういうた一般社会の人に害悪のあるものに對しては徹底的に闘う。これが新しい社会の資本主義政策である。決してわれわれは資本家の奴隷ではない。しかるに今日、アメリカの情勢をながめてみ

ますと、アメリカはもつと進歩しておるのであります。アメリカは例のカルテルの問題につきまして、相当深刻な判決を下しておるのであります。こういうことは日本にたくさんある。ところが日本の裁判所に提訴いたしましたも、今福田君の申したような、ややこしい公共企業体というようなものでか

ぶせて来まして、認可はしたが実態は違ふということで、裁判所で負けるから裁判しないということが行われておる。この点は少くとも調査中にあらず、現実には目の前にりつぱに資料ができておると私は思います。その点についてひとつ御見解を承りたい。

○横田(正)政府委員 共済会の問題につきましては、まことにいろいろおもしろくないいわさもございまして、われわれの方としまして、いろいろ検討しておりますが、実は先ほど申し上げました第三の問題と申しますが、公社自体が、共済会にある意味の独占的な地位を與えておるといことが問題になるわけでございまして、この点は先ほど申しました、われわれの法律論の検討並びにそれに連なる関係において、今後善処したいと考えております。日通につきましては、これは御承知のように、持株会社整理委員会におきまして、解体、再編成の手続が行われたわけでございますが、遂に分

ということなしに決定指令ができました。それがきまりましてから、問題が公取の方へ移管されて来たわけでございます。こちらに移管される前に、その計画についてわれわれの意見を聞かれましたので、われわれはこれに對していろいろの意見を出しました。が、遂にそれは持株会社整理委員会によつていられず、あのように入通の集中排除が中途半端な形で済んでしまつたわけでございます。従ひまして、われわれもいたしましては、その後引続き日通の実態を調べておるわけでございます。これは他の同じような事業者が新たに起つた時期でもございまして、ただちにこの態勢をつつてはどうかと考へまして、その後の動きを待つことにしながら、実は現在に及んでおるわけでございまして、新しい動きもどうやらこの辺で一応目安もつたように思ひます。で、これにつきましては、できるだけ早い機会に十分な検討を加へまして、独占禁止法上、もしこれがおもしろくないものであるということになりますれば日通につきましては何か措置をしなければならぬかと考へております。その検討の時期も、そう遠くはないのではないかと思ひます。

○調査員 問題は、福田さんが最後に強く指摘した、政府関係にあると思つております。たとえば公共企業体にとりましては、従つて公正取引委員会にいたしましては、正当な申請に對しては、これをすみやかに自由企業にまかすべしという、大乗的な立場から法律を運用して行くことが必要ではないか。たとえばある県においてバス会社を経営しようと思ふ場合、一県一

社の実績主義と申しますか、主義はなしのだけれども、力をもつて一社でやつておる。その場合に最も有利な路線だけを、かりに甲なら甲という男が申請した場合、これを自由に許すということをやらなかつたならば、経済の自由原則は全然破壊される。しかるに今日の状態におきましては、それが許されてないという実態です。この点、公正取引委員会委員長の、独占禁止法の立場からの見解はどうでございますか。

○横田(正)政府委員 これは先ほどから申し上げております、いわゆるその独占体をだれが作り出したものかというところによつて、独占禁止法の発動がなされるわけでありまして、これはもちろん法律をすつかり改正いたしました。公正取引委員会にいかなる場合においても発動し得るような権限が與えられますれば、これはまた問題は別でございますが、いろいろおもしろくない状態がございまして、それは一体それがどういふ状態をつくつておるのか、国がつくつておるのか、公共企業体がつくつておるのか、あるいは事業者がつくつておるのか、あるいは事業者がそれをつくつておるのかというふうな問題に結局なるわけでございます。この点は先ほど申しました。なおわれわれといたしましては、現在の独占禁止法のもとにおいても、なおいろいろ検討する余地があると思ひますので、その点は先ほどもお約束いたしましたように、今後大いに検討をいたしたいと考えております。ただ独占禁止法も万能ではございせんので、残念ながら、そこに一定の制約があるというふうな私は考へております。

○福田(喜)委員 いずれのことによつては、委員長に実例を引きまして御注意申し上げたいと思ひます。私の郷里ですが、こういう実例がある。中津から耶馬溪鉄道というのが守実まで行つております。ところがその鉄道を經營してある県内の某交通会社が、日田を通過して、ずつと森を通過しまして、守実から中津までの路線の許可を持つておつたわけですが、ところが路線の許可をとるやいなや、守実から中津までのバスの路線、約二十キロのバスの路線を休止路線にしてしまつて、運行をやらない。守実から日田までしかやつていない。路線の許可は持つておる。従つて、中津を経由しまして日田に行く、久留米に行くという場合におきましては、いやでも応でもヤセル乗りをやらなければならぬ。つまり耶馬溪を利用しまして、守実まで行く。それから耶馬溪に乗つて行く。耶馬溪という私鉄を必ず利用しなければならぬ。そこに行つたならばそれ以外にはバスがないのですから、従つてその会社の經營するバスに乗る。しかも路線の許可は日田から中津まで持つておるのである。従つて、持つておるから守実から中津までは休止路線にしておるわけですが、こういうことでございまして、たとえば日田から久留米から中津に來る場合におきましては、初めからバスを利用しようと思つても、バスが最終まで路線の運行の許可を持つておりながら、運行してない。どうしでも汽車に乗りかえ、バスに乗りかえることが必要になつて來る。これは土地の交通というものを無視したことであり、土地の住民を無視したことであるので、この地方における自治体、つまり日田市、中津市が中心になりまして、

て、こういう不都合な交通会社の独占と申しますか、交通会社の恣意と申しますか、わがままかつてを許しておつたならば、県下の交通はいつまでたつても百年河清を待つにひとしいというので、競争路線の申請をしたところ、初めてそこに至つて、守実から中津までの休止路線というものは、われわれのところから路線の許可を持つておるのだから、それではやりまして、いつて、路線の運輸を始めたような状況でございます。それに対して競争路線をやつたところが、しかも自治体がバスの經營の主体になると言つて行つたけれども、運輸省當局はこれを許さない。それであなたの方は、人員も少うございまして、予算の面でもお困りの点もございまして、地方にこういう実情が多いのでございまして、こういう実情になぜ目を光らしていただけないのか。しかも独占をつくり出すのは、官庁の行為である。つまり上げて、そして、独占の暴威を振るものは、認可許可を受けたその交通会社である。そのときはすでに独占企業体として第三條の適用を受けるのでございまして、そこに行くまでに、そういう状態をつくり上げるときは、役所がやつておる。官庁がやつておる。つまり上げた後においては、それをおれは知らぬ、この法律の適用の範囲外みたいな顔をしておつて、官庁の方に働きかけて、官庁がそういう状態をつくり上げておつて、あとはその独占企業体の得た權利によつてそういう状態をつくり上げておるのが幾らでもあるわけですが、これは私はこの法の精神から言つても、あるいはまたその事後の状態からいつても、この法律の適用される分野が非常に多いのではないかと、私たちはそう思ひます。今申し上げたような実例というのは、これはその事後の状態を考へますと、完全に独占法に触れるものだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○横田(正)政府委員 問題は非常に具體的でありまして、よく検討しないとはつきりしたお答えはできないと思ひますが、しかし問題の根本は、先ほどのようなところでございます。なお実は独占禁止法上明らかにこれは取上げられるかどうかからいふような問題につきましては、いまだ独占禁止法の趣旨という点からいふと、實はわれわれも目に余るような事態につきましては、役所なりあるいは事業者側なりに、いろいろの注意をいたすような場合もございまして、何分われわれの陣容は、非常に独占禁止法につきましての一般の御理解が少なからぬか、予算も少く、人員も今度の行政整理ではなほ大きく削減せられるというふうな事態でございまして、そういう一々全国に目を配るというふうなことはもちろんできませんので、そういう点につきましてはむしろ一般からいふと、それが独占禁止法違反になるかならぬかはともかくいたしまして、いやしくも問題になり得るというふうな考へのものでございまして、ただ、どうもわれわれの方へ言つて來ていただかしまして、はなはだ貧弱な陣容ではございまして、できる限りの調査をいたしまして、違反になるものはないかというように処理いたしますし、かりにならぬものにつきましても、はなはだ禁止法の精神というふうなところから見てもおもしろくないものにつ

用される分野が非常に多いのではないかと、私たちはそう思ひます。今申し上げたような実例というのは、これはその事後の状態を考へますと、完全に独占法に触れるものだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

用される分野が非常に多いのではないかと、私たちはそう思ひます。今申し上げたような実例というのは、これはその事後の状態を考へますと、完全に独占法に触れるものだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

用される分野が非常に多いのではないかと、私たちはそう思ひます。今申し上げたような実例というのは、これはその事後の状態を考へますと、完全に独占法に触れるものだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

ましては、いろいろな勧告をいたしたり、官庁の方へ連絡をいたす。これは実際問題としていろいろな効果があることと存じますので、今後今お話の問題にとどまらず、一般の問題について、ぜひともそういう意味においてわれわれを大いに御利用願いたいと考えております。

○瀬委員 今の問題につきまして、全国的に相当運輸業を中心とした公企業体をバックにして問題がかなり幅濫いたしておると思えますから、この経済安定委員会として委員長から、正式にこれを政府の方に調査方を命じて、すみやかなる調査をしてもらいたいというところをお願いしたいのでございますが、委員長においてしかるべくおとりはからい願います。

○前田委員長 ただいまの瀬君の御発言であります。一応われわれ委員会といたしまして、まず理事会に諮つてよく相談してみたいと思ひます。この機会にひとつ私からもちよつとお聞きしたいと思ひますけれども、今問題になつておりますという公益事業的なものに對しては、法律の適用除外というものがここにあらるわけですが、この法律の適用を除外されている項目に、自動車交通事業法とか、陸上交通事業調整法とかいうようなことがあるように見えますけれども、その適用除外以外としても、この独占禁止法の精神とかその他の條文によつて、公益事業的なものが不正な行為をしておるといふのが認められた場合には、何らかの措置をとることができるのですか。

○横田(正)政府委員 この二十一條は、これはまさにおつしやいましたよ

うな、性質上当然独占となる事業について、その事業の本来の固有の活動については、もちろん独占禁止法は適用はないのでございます。たとえばある路線が、国のどういふ見解のもとか知りませんが、ある会社だけに許しておつて、そこをまたたく独占しておるといふ、そこを独占して事業しておるといふことについては、これは独占禁止法は、われわれの委員会としてもタッチできないわけでございます。ところがそのほかに、やはりそこに競争し得る他の事業会社があるというふうな場合に、たとえばその会社同士が協定をして、いろいろ競争を制限するといふようなことをやりますと、事ここに至りますと、やはり二十一條の固有の事業、固有の行為といふところから少し逸脱しているわけでございます。そんな観点から、あるいは不公平な競争といふようなものにつきましては、鉄道、バスといふたようなものにつきましても、やはりある範囲において独占禁止法の対象になる。そこに問題が出て来るわけでありませう。

○前田委員長 ちよつとわからぬところがあるのですが、道路運送法は適用除外になつておるものかどうか、私にもはつきりわからないのですが、道路運送法によりまして、道路運送委員会が、さつきからの問題の路線の認可をするとかしないとか、あるいは貨物自動車何台以上でなければ認可しないと認めておつておるものですか、その度認定してやつておるものですか、そういった行為は、この法律からは道路運送事業法に基く行為だからというので、適用除外になるのですか。

○横田(正)政府委員 結局委員会でき

めました條件に従つて、その認可の條件に當てはまつて事業をしております限りは、独占禁止法の対象にならないといふふうな考えです。

○前田委員長 それは適用除外の規定がどこかにありますか。

○横田(正)政府委員 道路運送法の二十五條にございませう。大体運輸関係のはこちへ入つておると思ひます。それから独占禁止法の適用除外法律といふのがございませう。その中にも若干鉄道関係、軌道関係の適用除外の規定が入つております。

○前田委員長 これは重ねてお尋ねするようですが、日本以外の諸外国においては、特にアメリカ等は独占禁止法でやかましくやつておるようではすけれども、こういう公益事業的なものに対して、日本の法律では適用除外になつております。諸外国ではどういふふうに取り扱つておりますか。

○横田(正)政府委員 これはアメリカの例を申し上げますと、アメリカにつきましては、大体道路とか鉄道とかさういふものにつきましては、非常に内容の充実した強力な委員会がございまして、たとえば公益事業委員会とかいつた式の委員会があるものでございまして、その委員会がいろいろの向きのことが決定せられる、しかも独占禁止法的な考慮もその委員会によつてなされる、そして違反の場合のい

ものが、その他一般を扱ひまして、その向きの委員が相當たくさんございませう。それでもつていけば一元的にそういう独占禁止的な観点から監督もやつておるといふふうになつておるようでございます。

○福田(喜)委員 これは委員長にお尋ねいたしますが、問題は二つあると思ひます。今委員長の御質問の要点は、一つはたとえ運輸省の自動車局なり、あるいは国鉄の自動車局なりが路線の認可をする場合に、内規として会社の資産内容はかく、だ、自動車を何台持つておる、こういう設備をしておつてかくの條件がそろつていなければ認可をしないとか、いろいろ運輸省内部あるいは鉄道公社内の條件があるものであります。これは一休有効なのか無効なのかといふのが一つ、結局昭和二十二年法律第五十四号、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律、このいふふうに書かれておる一連のどれかにひつかかるものであらうか、この規定の中にないものであるかどうか、その点について、さきにまた今日は公社であります。国鉄を自身自身が昔のいわゆる省営バスと申しますか、バスの運行をしてやろうといつて、好意ある申出をしてくれる場合に、それすらも運輸省当局は押えておるわけでございます。つまり地方の一交通会社のために国鉄当局が出て、その路線の運行をしてやる、こういうような場合に

おきまして、地方の交通会社のため

に国鉄当局が出て来ることも押えて、こ

やうといふことを押えるといふことはどういふものでございませうか、その点についての御意見を承りたいと思ひます。運輸省内部でそういう内規をつくつておる、そういう内規といふものはこの法律のどこかに除外されてゐるものだらうかといふことです。

○横田(正)政府委員 運輸省は大體独占禁止法の対象にならぬわけでございます。そういう行政のやり方につきまして一定の基準をつくる。これはある意味において、独占禁止法の観点からおもしろくないものであつても、これはどうも独占禁止法の対象にはなりかねるかと思ひます。

○福田(喜)委員 それから第二点は既

○横田(正)政府委員 これも国鉄自体

可の問題までこの公正取引委員会が決定するところまでこの法律を拡大解釈して行かなければ、こういうものは必要ない。今日独立という名のものとわれ／＼が非常にきつておる、特に風早さんは一番きつておると思うが、三井、三菱というものが頭をもたげて大きな顔をしておる。これではどうしても国際的にあまりいいものではない。私はこういつた点から一歩進めて、もう少しこの法律を強化して、強く押えて行く、そして健全な産業の発達を助成するというのが、むしろ独立日本の行くべき道でなければならぬと考えております。特に三井、三菱、安田等の前名の使用というものは、名前がその実体を表わすのであります。名前だけじゃありません。名前がついたときですにもうその三井銀行の貸付というものは、いわゆる俗に言う三井トラストの中に入らなければ金が入らないというような結果を生じておる。これが實際なんです。こういうことを政府が放擲しておいて、名前はどうでもいい、名前は三井、三菱でよからうということになりまして、おそらく十年たらず、三年後におきまして日本の経済はいわゆる巨大資本家に再び利用されてしまうことは火を見るより明らかなのであるが、このまま独占禁止法はこれを放擲しておるのかどうかということを強く聞きたい。

○横田(正)政府委員 商社の名前がその事業活動の上に非常に重要な関係を持つことは私もよく了解いたしました。先ほどお話をしました日通の解体の場合におきまして、われ／＼は持株会社整理委員会に對しまして、日通という称号の使用を禁止すべきであるということを強く申し出たのでござい

ますが、残念ながらその意見は不問に付されてしまったわけであります。て、われ／＼もその点はまったく御同感でございます。その意味におきまして、今回ああいうふうにと／＼として旧称号が復活しつつありますことについて、非常な関心を持つておるわけでございますが、しかし独占禁止法は、御承知のように称号自体をどうするかという問題は次の問題でございまして、問題はいわゆる独占禁止法にいうところの私的独占、あるいは不当な取引制限というような実態が起るかどうにかにかつておるわけでございまして、ああいう称号の復活とともに、現に先ほど来申し上げておりますように、実質上の企業合同が次々に起つております。今のところはきわめて程度の低いもので、これは独占禁止法上の問題にするほどのものは出て来ません。しかしこれは事態が進みますと、今お話のように、これが何年先に来るかわかりませんが、どうしても許しがたい段階が出て参ると思ひますので、この点は委員会といたしまして、慎重に事態をながめながら、そういう合同は必ずわれ／＼の委員会に届出があるわけでございますから、その面において十分に監督して行きたいと考えております。

○前田委員長 名は実体を表わすごとく、それが現実に現われてからやつたんでは遅いということですが、これは何とか称号の禁止くらいは、特例か何かにつくつてやるというふうにしなければならぬと思ふ。

○横田(正)政府委員 ちよつと関連してお聞きしたいのですが、今のお話で、外国には公平な公益をはかる委員会があるというお話ですが、日本の場合は公益事業委員会、今度行政改革で廃止するというような政府の方針であるわけですが、それに伴つて、公取としては一般公共事業に對する公正な取引を保つて行く機關を別に設けるとか、あるいはこの独禁法を拡大して行くべきであるとか、何かそういう成案を考えて政府に申し出られたことがあるか、あるいはまたそういう成案を御研究になつたことがありますか。

○横田(正)政府委員 これは実はおはずかしいことであります。まだ外国のそれらの法制について若干の研究をした程度でございまして、日本の場合に公取を拡大したいとして、それらの面にまで及ぼせるか、あるいは特殊の権威のある委員会をつくりまして、むしろそちらの方へ、この独占禁止法的な観点からする監督までも持つて行くかという点については、十分な検討をいたしておりませんが、これは將來も反トラストの政策というものが、日本にある程度どうしても必要であるというはつきりした見解のもとに立ちますれば、その点は政府としても、あるいは国会方面においても十分に御検討いただいていいものであると考えております。

○前田委員長 そうしますと、現在の政府としては、公益事業委員会を廃止する法案を提出されたときには、そういう公共事業に對しての公正な取引を保つという点に對しては、具体的な案を立てないで提出された、こういうこととでございませうか。

○横田(正)政府委員 結局現在の独占禁止法で、公正取引委員会ができるだけの監督をするという建前というふうな解釈するよりしかたがないと思ひます。そして鉄道事業、電気事業、あるいはガス事業自体につきましては、普通の行政庁にまた問題を還元し、独禁法的な観点は、独占禁止法の範囲内で問題をやつて行く、結論的に申しますと、そういうふうな形になると思ひます。

○前田委員長 しかしそれは法律から見ると、公共事業は独占禁止法から適用除外になつてゐるわけですから、普通の行政官庁で、こういう鉄道事業、電気事業、ガス事業を行政的に監督する。そういう場合には、独禁法をの精神を生かして監督する、そういう意味ですか。

○横田(正)政府委員 その点が結局はつきりいたしておりません。独占禁止法的な観点からする監督ということはおそらくあまり行政庁の方では考慮せられておらないと思ひます。

○福田(憲)委員 関連して……委員長の今までの御答弁を承りますと、この法律というものは、私的企業しか適用しない。官庁の認可、許可等を通じてやる、つまり間接的な行為については、これは何ともしようがない、それは独占ができるのはいたし方がない、とはなはだわれ／＼から見るとはだえにあわを生ずるような御答弁なんです。この点については、私は委員会事務局の猛省を促したい。つまり国家がこの法律を定めておきながら、国家の行政官庁がやる行為はおれは知らぬのだ、こういう結論に簡単に言えはならぬわけですが、これは法律の精神、建前からいって、私はどこか心棒の抜けたようなところがあるような気がいたしますので、もう一べんお考え直したくわけには行きませんか。一体法律とはなんものだろう。か、国家が国民に對して法律というものを命じておきながら、国家自身のつくるものはおれは知らぬ。一方ではツチを持ち、一方ではポンプで水をかける、それが法律なんではどうか。国家の意思というものが二つにわかれて、こういうふうな結果が派生するといふことに対して、委員長自身は、少しも矛盾をお感じにならないのでしうか。これは非常に重要な問題であつて、第一に大きな問題が派生するの、交通業だと思ひます。これは今日全国至るところで暴威を振つておりますが、これに對して、私は国鉄當局と話合つていただきまして、そして必要なる措置を早急にとつていただきたいと思ひます。他の同僚委員も、今同じような意見であります。これは單に交通業だけじゃない。休止鉄道の開通に關しても、同じような問題が起つて来ておりまして、これに關する問題は非常に多いのでございまして、これは法律の趣旨からいって、国家自身は束縛されないのだというのであつたら、まるでこれは法律の非常なる矛盾であつて、こういう建前で行つたならば、一方で独占を阻止しながら、国家はどんどん独占を自己の行為によつてつくり出しつゝあるが、一体これはどういふものだろうか。これについて私は早急に具体策を考えていただきたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 その問題は、実は公正取引委員会だけの問題でなく、政府全体の問題として大いに検討しなければならぬと思ひますが、現行法の

もとにおきましてこのわれ／＼の見解は、先ほどの申し上げた通りであります。

○前田委員長 そうしますと、公正取引委員会の仕事は、どちらかというところ、公益事業委員会というものがなくなつて来れば、場合によればふえるというふうな事態もできて来ると考えられるのですが、それに対して今提案になつておるこの法案によりますと、委員の数も減らし、その他事務局も減少して行かれるように、法案としては見るとは、これに對して委員長としては、この法案でもつて前よりか仕事があふて来るかも知れないというふうな態勢を、処理して行けるというお考えで御提案になつたのか、その点をひとつ……。

○横田(正)政府委員 これは実はわれわれといたしましては、みずからを小さくするといふようなことについては、非常に残念にも思つておりますし、今後大統制もはずれ、だん／＼自由な取引といふことに移つて参ります際に、公取の機構がだん／＼小さくなることについては、非常な反對をして来たわけでございますが、これがいわゆる政府の行政整理の一環として、きつめて簡単に片づけられまして、委員も実は五人どころか、三人というふうな案がございましたが、この点は危うく五人に食い止めた。整理の人員も、たしか最初の政令諮問委員会では、五割減といふようなほとんど公取を抹殺せんばかりの勢いで最初の案が立つたと思ひますが、それをいろいろ折衝しまして、やつと二割ぐらいの減少にとどまつたといふようなわけでございまして、われ／＼といたしまして

は何も心から縮小を喜んでおるわけではないわけでありまして、ことに今度輸出取引法その他きつめて複雑なる事務が、公取にもふえて参りますようなことから申して、ぜひ相當な陣容をほしいといふことは念願いたしております。ただ行政整理は必要なことと思ひますので、われ／＼の真意を申し上げます。一応こゝで後退いたしまして、陣容を整えて、そして国会方面あるいはその他一般の方のほんとうの御理解のもとに、再びこの陣容を建て直して、仕事のできる委員会にしたいというものが、私たちのほんとうの気持ちでございます。

○多田委員 関連して……。今公企業の問題が出ておりますが、公企業に独占を認めるというところは、これは公企業の性質としてやむを得ないことだと思ふのでありますが、公企業の独占を認めるといふことでなしに、今お話がありましたような、バスの問題とか、あるいは営業乗用車とか、あるいはトラックの営業権の問題、そういう問題については、許可事項でありますけれども、これはあくまでも独占することのないような、いわゆる独禁法の精神に反することのないような線で、法律が運営されて行かなければならないと思ふのでありますが、現実には、今お話がありましたように、バスにしましても、せつかく営業の許可を受けながら休業している。あるいは鉱区にしましても、相當廣大な鉱区の権利をとりながら、ほとんど眠らしておるというふうな場合、あるいはまた東京都内等における営業乗用車の場合でも、個人個人の持つてゐる自動車が集まつて、さもない一つの企業体の中にあるかの

ごとくごまかしながら、営業権を與えておるといふように、相當不当な行為が行政府官庁の目をくらましてといいますが、あるいは行政官庁がある程度認めておるのかもしれないけれども、とにかく行政官庁の目をくらまして、そういう不正行為、あるいは実態に沿わないような行為、さらには公共の利益に反するような行為が、相當程度行われておるのであります。これは現在の独禁法でも當然制限を加えることができると思ふのでありますが、こゝういつた問題について、今まで問題として取扱われてゐるのがほとんどないやうに聞いております。独禁法、団体法の違反として取上げられました今までの実績を見ましても、小さな業者が相當制約を加えられておるながら、大きな部分についてはほとんど放任されておる。ことに認可事項に關連のある企業体については、ほとんど手を加えられてないために、相當大きな不当行為が行われて來てゐる現状のようでありまして、これらの問題について公取として早急に対策を講じていただくたい。これは公企業でなしに私企業の問題でもございまして、現在の独禁法でも、當然それに対する排除措置なり、あるいはいろいろの措置が講ぜられておりますので、具体的な方針をひとつ早急におきめ願ひまして、当委員会に御報告をいただきたいと思ひます。なお今私が申しましたような事例が、独占禁止法なりあるいは団体法なりの適用除外になるかどうか、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○横田(正)政府委員 今例にお引きになられましたようなことは、実はわれわれもよく耳にもしておりますし、ことに最近のタクシーの問題などにつきましても、われ／＼に對して何とかしてくれといふ切なる希望のお申し出もございまして、われ／＼といたしましては、なるだけそういう人たちのためにできるだけのことをしてあげたいといふふうに考えております。問題は先ほどからもたび／＼申し上げましたやうに、その場合に排除すべき対象は何かといふと、役所のそういう妙な行為が実に多いのであります。そこを直して行かないと解決しないといふところ、問題の非常にむずかしい点があるように思ひますので、先ほど申しました線に沿ひまして、その点をよく検討いたしまして、御報告のできまするものにつぎましてはいたしたいと考えております。

○多田委員 行政官庁のいろいろの欠陥等については、公取としてどうにもならぬ問題だらうと思ふのであります。これは行政官庁の法的な欠陥だけではないに、行政官庁の監督不十分といふ点も、あるいは行政官庁のいろいろの關係で、そういうた不当な認可、許可を與えておるといふようなことになりまして、いづれかわかりませんけれども、これは行政官庁の問題として取上げるのでなしに、現われてゐる現象をとらえて、その問題を取上げていただくということが、公正な行政事務の運営になると考えられますので、これらの認可事項に關係のある問題を對して、どう処理するかといふ点をひとつ早急におきめ願ひたいと思ひます。

いま一つ、これはこの席で申し上げていいかどうかかわかりませんけれども、この委員会ではいろいろ問題になりました事項について、公取側が積極的調査をするといふような気持ちになれるかどうか、正式に訴願なりあるいは文書で申し出のあつたような事例については、當然調査されるというふうなお考えであるかどうか。今まで福田委員との質疑応答をいろいろ聞いてみても、どうもその点はずきりしない点があるやうに考えられるのです。これは前にもたしか自販車振興会の問題で、自販車振興会が事業者団体法の違反に該当するのではないかと、正式に訴願があれば調査をするといふやうな態度をとつておられたやうに聞いておりますが、少くともこの委員会では問題になりました点については、ひとつ誠意をもつて御調査をお願いしたい。その点は特に、申し上げにくいことかも知れませんが、申し上げたいと思ひます。

○永井(英)委員 昨日も多田委員から質問がありましたが、最近非常に新聞紙上をにぎわせたた紡績業の繰短の問題、これは通産省の勧告あるいは日銀の要望といふようなことで繰短というものが行われた、こういうことでありますが、しかし繰短をするついでには、業者がやはり協議をして、どの程度の繰短をやるべきかといふことを、一應業者自身が協議をするだろうと思ひます。そうすると、それ自身が公取の独禁法の違反ではないかと思はれるわけですね。こういう問題は、経済が非常に進んで行く場合には問題はないけれども、一つ恐慌が来るというやうな場合には、あらゆる産業部門にそれが現われて来るのではないか。この

前もちよつと質問申し上げたのでありますが、私は長い間石炭事業に従事しております。従つて販売の協定あるいは出炭の制限ということも相当長くやつたことがあるのです。まあ紡績業なんかは、一応スイッチを切ればすぐ操短ができる。ところが石炭のようなものは、なか／＼操短をやるうとして非常にもむずかしい。そこでこれを政府の一つの勧告でやるという事態が相

当出て来ると私は思うのです。そうすると独禁法とそれらの問題をどう調整して行くか。政府の勧告でやれば、独禁法を無視してどん／＼やれるのかどうか、こういう疑問を私は持つておるのです。この点について公取としてはどういう考えを持つておられるかという点。

それから先ほど来官庁関係のいろいろな事業について、独禁法違反の疑いが非常に多い、と言われました。これは各委員からも非常にその話が出ましたが、今後たとえば電通省が公社になると、そこにまたいろいろ／＼これに付随したものができて来て、これがほとんど独占的なことを必ずやるに違いない。それから今私どもが資料としてもらつておりますが、教科書の販売競争という点、これはあながち教科書ばかりでなく、最近においては、小学校及び中学校の子供のいろいろな文具だとか、資料という点、そういうものまで現われておりますが、そういうようなものはどういふ根拠でやつておられるか知らないが、生活協同組合という一つの組合の延長という形でやつておられるのか、あるいはただ単に便宜上やつておるといふことであるか、そういう点を御調査になつたならば、ひとつお聞きしたい。それから今新聞紙上等で非常に問題になつております教科書の問題を、ひとつ実情を御説明願いたいと考えます。

○横田(正)政府委員 操短問題につきましては、先般この委員会でも申し上げたと思いますが、おれ／＼もこれが独占禁止法上、形式的に見ますと、はなはだおもしろくないものであることはもちろんでございます。と言いましても、またきわめて緊急なる場合には、ある程度の操短が行われるということもまた認めなければならぬ。それを法制上、独禁法上、違法とならない形において操短がきわめて限定せられ範囲内でできるということにつきましては、ここに何かちよつとした法制が必要である。単に行政官庁の勧告というふうなあいまいなものではなく、ちやんとした法制があるのではないかと、いうことで、この点につきましては、単に中小企業の操短問題のみならず、操短全体としてこれを取上げて、この必要が認められした場合に、それを制度化することもわれ／＼として検討したいという態度で来ておるわけでございます。但し現段階におきましては、やはり独禁法がござります以上は、事件としてこれを取上げて調査する、審査をするということも必要でございます。われ／＼としましては、そちらの活動と相並んで、法制上の問題も実は検討いたしておるわけでございます。できますれば、なるだけ近い機会にそういう問題を調べまして、皆さんの御検討をいただきたいと考えておるのでございます。

なご次の教科書問題につきましても、つい最近に当委員会が調査をいたしました結果を、昨六月七日に教科書懇話会にあてまして自肅の要望をいたしましたと同時に、文部大臣にあてまして、やはり監督を十分にしてもらいたいというのを申し送つたわけでございます。この点は実はすでに前からわれわれの方で注意をいたしておつたところへ持つて参りまして、一部業者、教員、父兄などから、どうも発行会社のやり方におもしろくない点があるというところのいろいろ申し出もござりましたので、その批判に基きまして大体独占禁止法上の不正な競争方法という観点から、これを一応取上げて調査をいたしました。その結果は、もし非常にくわしいことが必要でございましたら、いづれ調査いたしました結果を文書に、間もなくできることになつております。それから、それでござんたいただきましたと思つております。大体われ／＼の観点でおもしろくないと思ひましたところは、この教科書の採択に關しまして各種の度を越しました招待とか慶應をやるとか、あるいは各地にいづゆる駐在員とか嘱託、参事というふうなものを置いておきまして、そうしてそれがかなり強圧的な態度をもちまして、教科書の採択を勧誘しておるような事実などがわかりました。これは大抵現行法のもとにおいては、すでに違反としてあるいは取上げられる部面もあり、あるいははたに取上げられなかつても、前回申しました百貨店の場合と同様に、これを不正な競争方法として公取で指定をいたしました上で、その指定に違反した場合に、これを問題にするという手段もあるわけでございますが、ただちに取上げますことはどうかと考えましたので、一方は文部省に對して監督権の発動を要求いたしますとともに、教科書の出版の団体でござります懇話会、これは大体自肅をすべく一応できておるものでございませうが、なか／＼この懇話会の活動だけでは、その自肅の実があらぬように見えまして、一応この懇話会を鞭撻いたします意味におきまして、これを通じて、教科書出版の業者に向いまして、強く自肅を要望したわけでございます。なお今後の経過を見まして、百貨店の場合と同様に、もしこの自肅の実があらぬ場合には、進んで独禁法に基く手続をとりたいと考えております。

なご教科書以外の学用品につきましても、今お示しのような事態がございましてどうか。この点は全然調査をいたしておりますので、これはいづれ調査をいたしてもし独禁法に照して不当な事実がございすれば、それを問題にいたしたいと思つております。

○永井(英)委員 数年前ですけれども、アメリカにおいて小麦が非常にたくさんできたので、暴落を防ぐために麦を焼いてしまつたというふうなことを聞いておりますが、そういうふうなものは、やはり向うでもおそろしく反トラスト法というふうなものがあると思ひますが、そういうふうな場合には、どういふようなことでやつたのでしようか。どういふような援いをやつたか。御説明を願いたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 私はあまり詳しくは存じておりませんが、そのときの対策として、結局政府が麦を買ひ上げるというふうな方法がとられたように聞いておりますが、あまり詳しくは存じません。

○横田(善)委員 私は今の委員長の説明はよくわからぬのでございます。はなはだ政治的を含みを持つて、いいような悪いような答弁で、前の多田委員の操短に關する御質問は、どんなものであつたかよく存じませんが、今の委員長の操短に關する御説明は、はなはだ法律に觸れるような、触れぬような、政府の行為だから、いいような悪いような御説明で、耳を澄まして聞いておつたのですが、実は私はよくわかりませんが、操短に關する事柄は、勧告ならばいい、命令ならいかぬということであるか。勧告も命令もいかぬ、しかし政府の措置だからいいというのか。あるいは本法の適用があるというのか。あるいはこの点、私は今までの私の質問に對する委員長の御答弁から言いますと、行政官庁、政府の行為というものは、認可、許可を中心として私的独占に關する法律は適用がない。これはやむを得ないところである。こういうふうな御答弁を承つておりましたが、もしそれが真だとするならば、たゞその行為が勧告であらうと命令であらうとも、これは独占禁止法としては、法律的に言つたら適用の範囲外だ、こういうことになると思ひますが、いかがですか。

○横田(正)政府委員 一概に操短といひましても、具体的の場合によつていろいろな場合があるようでございます。この点は先般當審査部の者が行きて、いろいろ／＼調査して参りまして、その結果の報告がいずれあることと思ひますが、結局政府の勧告という形をとりましたも、業者が話し合ひまして、政

府のそういう非公式な、正当な権限に基かない勧告を利用して、なおその線に沿って、初めから考えておつたことを実現するということになりまされば、やはり独占禁止法の第四條の共同行為、共同して生産数量の決定をするというものに当てはまるわけでございます。今般の操短がはたしてそういう事態を持つておるかどうかという点が問題になるわけでございます。この点は、先日しようちゆうの庫出制限につきまして、大蔵省の勧告の線に沿つたのかかわらず、われ／＼はそれを違反として取上げた先例があることは、今まで申し上げた通りでございます。要は政府の強い要請にいや／＼ながら従つて、その線が一致したということになるのか、あるいはそうでないのかという微妙な点に問題がかかつていると思ひます。

○福田(憲)委員 私の上申上げているのはそういうことではありません。操短の内容といたしましては私に問題としてゐるわけではないのでありまして、實際問題として操短というものについて、これは通産省においては繊維局が中心としてやつてゐるのは事実でございますが、これをかりに行政措置の、形式的に勧告なりあるいは命令なり——命令を出す権限があるかどうか知りませんが、そういう勧告なり命令を出した場合においては、そういう行為に対しては本法は適用がない。ただ事実行為として、通産省当局がそこを参謀本部としていろ／＼相談して、その間の業者に対する措置というものは因果關係を遮断してしまつて、お役所はただあつせん役になつて、操短を業者相互の申合せでやつたような場合

には、その行為を本法に照して、違反であるか違反でないかという、本法を適用するということはできるだろうと私は思ひますが、その前のものは、勧告するとか命令するとか、そういう形式的な行為が現れた場合においても、これは適用しようとしても、あなたに私に対する答弁の趣旨からいつてできないのではないかと、私はこの解釈するのでありますが、どうでございますか。

○横田(正)政府委員 政府が正当な権限に基づきまして勧告し……

○福田(憲)委員 今の具体的な場合にいつて説明していただきたい。そんな抽象的なことでは……

○横田(正)政府委員 具体的に申しまして、これは事実がはつきりしませんと、御答弁できません。

○福田(憲)委員 事實は出てゐるじやないか。私はあなたからそんな抽象論や法律論を聞いてゐるわけではない。

○横田(正)政府委員 これは調査の結果に基づかないと……

○福田(憲)委員 今出した事實はどうなんですかというのを聞いてゐる。つまり操短の勧告をする、あるいは命令を出す、そういうことを行政官庁がやつた場合については、これはこの法律の適用があるかどうかということなんです。

○横田(正)政府委員 政府が正当な権限に基づきまして出したものに業者が従つた場合には、第四條の適用はないと思ひます。

○福田(憲)委員 正当な権限というものが、勧告をした、あるいは命令を下したということが正当かどうかというところの判断はどこでやるのですか。そういう勧告、命令をかりにやつたとした

ならば、一体そういう場合には本法の適用はあるか、ないか。あなたが私に對する答弁においては、私はないかと考へておりますが、どうなんですか。行政官庁の行為に對しては、これは適用がない。本法の精神上、いろ／＼私の質問したことに対して困るところが出て来るのだという御答弁をあなたから承つたのですが、今の場合におきましては、適用があるがごとく、なきがごとくおつしやいますし、私としてははなはだ去就に迷うわけです。かつまた操短は、そういう事實的行為に基いて、業者達が形の上では役所とは切り離して自分達がやつたのだという場合は、本法に關する措置ができるように今御答弁ですが、本法が私的企業に限るとすれば、あるいはそういうこともできるでしょうが、その裏において、そういうことに對するさしずをする。ことに對しては法律の適用がないといつて、あなたは法律の適用を限らせるのですか、また事實限つてゐるのですか、そういうことをお聞きしたい。

○横田(正)政府委員 その操短の勧告が正当な権限に基づくものか、第四條の規定に照してわれ／＼が判定するよりほかはないと思ひます。第四條の適用はわれ／＼の解釈によつてやるよりほかしかたがないと思ひます。その他のことは、具體的の事情がはつきりいたしませんでしたからでないと、お答えできないと思ひます。

○前田委員 そうですね、今の審査をされた結果はいつごろおわかりですか。

○横田(正)政府委員 もうじき報告があると思ひます。

○前田委員 そうですね、もうじきと言つても、

われ／＼の国会は二十日までということになつておりますが、その間にありますか。

○横田(正)政府委員 その間に何か申し上げられるような段階に達するかと思ひます。

○前田委員 次に風早八十三君。

○風早委員 独占禁止法並びに事業者団体法の改正が問題になつており、その改正は、一応問題の中心点に觸れておらない改正ということであり、お聞きが、しかし少し先を見ますと、間もなく事業者団体法を廃止せられる、これは大體既定の事實として考えられており、その際に独占禁止法の相当根本的な修正がなされる、こういうことである。その方向は、言うまでもなく独占禁止の緩和の方向である、こういうことが一般に信ぜられておるわけなんです。そこでこの際、この独占というところについて、政府の根本的な方針をまづ承つておきたいと思ふのです。一体政府は独占ということをどういふふう考へておられるか。今日独占という事實を一体認められるかどうか。それが今日の日本の經濟發展に對してどういう役割を持つてゐるものであるか。次には独占禁止といひましても、それは私的独占の禁止といひますが、いろいろ條項を見ましても、また實際やつて来たことを見ましても、はたして私的独占一般を、嚴密に公平に禁止してゐるのか。それとも、大きな私的独占はこれを見のがしておいて、あるいは助長させるといふことであるのか。つまり大きな独占に對して、今やそれにいじめられてゐるものが相寄つて、當然對抗策として一つの独占ということ考へるわけなんです。そういうものだけが

事實上對象になつてゐるのか。これは今までのどういふものが独占禁止法の違反としてあげられたかという實際の資料を見まして、すぐ感ずることです。それからさらに私的独占といつても、政府の聲のかかつた私的独占はさしつかえないのか、これは適用を除外されるのか。さらにアメリカ政府なり出先機關なり、あるいはアメリカの会社の關與した場合においては、これまた独占禁止法の違反ということにならないのか。そういう点についてまず根本的な政府の方針を明確に示していただきたい。

○横田(正)政府委員 政府とおつしやいますが、実は私にいたしましては、この独占禁止法の執行を委託されております公正取引委員会としてのお答えを申し上げたいと存じます。

○福田(憲)委員 独占の役割といたしましては、これは独占禁止法にございまして通り、われ／＼といたしましては、公正自由な競争の促進という点がわれ／＼の使命でございますので、その妨げとなる独占につきましては、この法律の規定したところから従ひまして、これを排除して行くということにわれ／＼の使命があると思ひます。またそのつもりでやつて来ておるわけでありまして、なお大きな私的独占はこれを認めて、小さなものばかりをいじめてゐるのではないかと御懸念でございます。なほほどわれ／＼が今まで違反として取上げましたものの中には、大して問題にする必要のないようなものもあつたかと存じますが、この点は、今までの司令部のあります間のことを申し上げますれば、大體大きな事業につきましては、御承知のように集中排除法の規定

を一応かぶりまして、そちらでいろいろな措置がとられておりました結果、独占禁止法の観点からする検討という事は一応差控えられて来ております。しかしその方も大体一応片がつきまして、現在ああいう形においていろいろな比較的大きな企業が残ったわけでございます。これにつきましては集排指定会社の監督権がわれ／＼の方に逐次移されて、その一つ／＼について、私どもの方の調査部の中の第三課というのが、そちらの集排指定会社の検討をやつておるわけでございます。その一つ／＼の報告が次々に委員会へ来ておまして、大体比較的大規模と認められるものにつきましては、ただいまのところでは、独占禁止法でただちに取上げなければならぬほどのものは割合にないように思われますので、これらにつきましては今後この動向を見て行くということになっておるわけでございます。先ほど風早さんおいでになりましたのでございまして、日通につきましても大いに検討を現在続けておるといふことを申し上げたのであります。その他の問題につきましましては、いろいろな関係からいたしまして、今までのわれ／＼の活動は、必ずしもわれ／＼の意思だけでやつて来たわけでもないでございまして、この点は、今後われ／＼がどういふ態度をとりますかについて、大いにごらんをいただきますして御批判を賜わりたいと考えております。決して大きな企業を見のがし、小さなものだけを取上げるというようなことはいたさないつもりでございます。

な政府の声のかかつた企業については、何か特別な考慮をしておるのではないかというお疑いでございます。この点は実は先般から、きょうまたいろいろほかの委員の方からも御指摘があつたわけでございますが、政府の声がかつたと申しますか、息のかつたものには、理論的に申しまして、いわゆる私的独占の対象になり得ないようなものがあるのではないかと、この独占禁止法のいわゆるとらえ得る範囲というものが一定の限度があるように思われまして、そんな点から、どうも公取委が非常に大きなものについて、ことに政府との関係のあるものについての活動が不足ではないかと、いろいろお疑いがあると思ひます。これはまた理論上の問題でございまして、決してそこに手かげんをしておるわけではない。この理論上の問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、なお再検討の余地のあるものにつきましては、もう一度法律解釈の問題といたしまして、われ／＼の最終的な態度をはつきりきめまして、大いにその線に沿つて行きたいというふうに考えております。

それから外国、アメリカの会社の関係については、独占禁止法の適用が緩和されているのではないかと、この点に御質疑のように思ひますが、この点につきましてはわれ／＼もアメリカからどう、日本の会社だからどうという事は全然ございせんので、現行法に照しまして、もし違法なものでございすれば、それがたといアメリカの会社でございしても、あるいは外資導入のために実際に必要はありましても、われ／＼がそれに対して独禁法の適用を考慮しなければならぬというふうに考えております。

ふうに考えております。○風早委員 どうも今の御答弁一々問題があると思ひます。まず第一、独占禁止法の対象として、あまり大きな独占についてまだそう大して問題になつていないというふうな御答弁でありまして、一体今日の事情においてどの産業部門をとつてみても、これは実質上カルテルというふうなものも、形づくられておるわけですから、ほとんどその政策の大部分がきつめて少数の、ほとんど何社というくらいのもので、つて完全に牛耳られておる。中にはわずかの数社で一〇〇％完全に持つておるというふうなものもたくさんあるわけでございます。自由競争をさせるとか言ひましても、事実全然そういう余地はない。こういうたような根本の大きな独占というものをどうされるのか。これは政府はこれをどうされるのか。これはたとえばアルミニウムにつきましては、わすか三社で一〇〇％だ、また石油精製については八社で一〇〇％だ、鉄鋼につきましても三社で一〇〇％だ、製紙については五社で七〇％である、こういうことだ、スフについては十一社で一〇〇％、人絹も六社で一〇〇％、紡績でも綿紡についてはやはり十社で九〇％、こういうふうには、これは一々あげれば各部門について言うことが出来るわけでありまして、確安のごときも十四社で一〇〇％で、新しく企業を興し、そうして競争しようにも全然競争の余地がない。こういうことは申し上げるまでもない厳然たる事実である。これがつまり独占である。これが基本的な独占なんです。こういう独占に対してこういうカルテルは事実上できておるわけですから、何々カルテルとしてある。そこで今具体的に組織を持つて、定款を持つて相談をしようというのでなくとも、事実これはできておるわけでありまして、こういうものに対して政府はどういうお考えであるか、一つ／＼聞いて行きます。

○横田(正)政府委員 ただいまのような関係が、ただいまお示しの業についてあることは私も承知いたしております。それはいわゆるカルテルというところにあります。どうかは別といたしまして、比較的少数の商社が、かなり重要な産業を支配しているという事は私も認めるものでございます。但し独占禁止法は私から申し上げるまでもなく、事業が大きいということ自体を、大わくとして必ずしもとられておるもので、そういうモノポリであるいはオリゴポリという状態は、そのこと自体は、ある意味においてはあまり好ましくないという考え方もできるわけでありまして、しかし独占禁止法はそれらのものが、たとえばカルテルをつくらせて協定をして市場を支配する、あるいは他の事業者を不当に圧迫し、他の事業者の活動を積極的に排除するといふようなことをいたしまして、その独占を維持しているような事態があり得る場合に発動するといふ建前になつておるわけでございます。われわれの見るところにおきましては、そういう不当な事業者間の活動といふものが、はつきりと認め得ない現段階におきましては、なお独占禁止法を発動することができないのではないかと、この点に考えておるわけでございます。○風早委員 これは問題になりませんね。そういう事実をあなたは事実として承知しておる。そう言われて、そしてあとのことはまつたく矛盾しているのです。そのさういふ事実といふことは何を意味するかといへば、これは価格をみずからきめて、そして他の同種の営業をやるうにもやれない條件をつくり出しておるわけですから、これは具体的な例も幾らでもあるわけでありまして、これから出て来ようとする新しい企業自身をやらせることができないわけですから、また消費者、購買者の側からしても、これはどうすることもできません。これらのものが全生産を支配している限り、これに対して値段のつけようがないのです。これは取引のしよをわれ／＼がのむ以外はないのであつて、そういう点はその事実そのものの中に全部含まれておる。ですからこの独禁法の條文の違反事項は全部含まれておるわけですから、この根本の事実をあなたは認める以上、当然それは含まれておるのです。ですからカルテル禁止だとかいふけれども、一体カルテルを禁止する意思があるのかどうか、一体この大きな根本的なカルテルを禁止する方針を持つておるのかどうか、いふことを、根本的に疑わざるを得ない。だからわけがわからぬと先ほどから同僚委員諸君もみな言つておるわけですから、わけがわからない、さういふ点を明確にしてもらいたといふことを言つておるのです。ひとつ御答弁を願ひます。

○横田(正)政府委員 カルテルといふふうなきわめておしまひになつて御議論ですが、○風早委員 じゃ、あなたの方でどういふのをカルテルと言ふのか。○横田(正)政府委員 われ／＼の方で

はそういう状態はまだないというふう
に認めておるのであります。これは
どうも見解の相違と申し上げるほかな
いと思ひます。

○風早委員 ともでもない話だ。それ
じや今カルテル論をしてもあなたはそ
の点は逃げられると思ひますから、時
間もありませんから次に進みますが、
政府の声のかつた問題、というより
むしろ政府自身が直接その独占を助
成している、既成の独占事業を助成し
ている、加勢している、こういうこと
は、今もいろいろ具体的な事実があ
げられて、同僚議員からすでにこれは明
らかにされておりますから、その点は
省きます。私はアメリカの私的資本が
日本でもやつてゐる場合の問題が、独占
禁止法にひつかかるんじゃないかとい
うことをひとつお聞きしたいのです。
たとえば石油であります、これはも
うだれも知つてゐる事実をあげたいと
思ひますが、石油は、これはカルテッ
クスが五〇%の株を独占してゐる。ス
タンダードは東亜燃料の株を五一%も
独占してゐる。タイドウォーターは三
菱石油の株を五〇%も独占してゐる。
こういうふうなことは独占法には全然
触れないものであります。

というのは、第十條違反とは認めがた
いということ、なおその後も事態の
推移を見ておる次第でございます。

○風早委員 だから私は言ひます。
大きな独占といふものは政府は見るの
が、公正取引委員会はその
公正だとして、公正取引委員会はそ
ういふのが公正だとされてゐるわけ
です。大きいやつはこうやつて全部取締
るわけですね。だから大きいやつは
大手を振つて、ますます独占を強化し
て行く。これは明瞭に出ております。
根本にさかのぼつて、銀行資本につ
いては全然手をつけられなかつたとい
う、そういう妙ちきりな独占禁止
集中力排除といふことであります。か
ら、これは一々あげていけばきりがな
いのであります。今の私も捨て
おかれなさい、外国資本が日本の産
業を直接独占的に支配する、ただ公正
な自由競争でお互いにやるというこ
とでなく、独占的にこうやつて支配し
てゐるのですから、先般も指摘いたしま
した通り、社長が日本人であつて、そ
うして副社長は向うの人間であつて、そうし
て実際に経営するのはロンドンやニ
ューヨークでござる、こういうことに
知らない間になつて来てゐる。これが
独占禁止法に触れるとは考えない、こ
れからこういうことも検討する、こ
ういふのんきなことを言つておられるか
ら、知らない間に外資にすっかり荒さ
れてしまつてゐる。これは根本に政府
が一体独占といふものをどう考へてい
るか、これを日本の経済の発展の上
で、どういふ役割のものだと認識して
おられるか、またそれに対して政府
は、どのような根本の方針を持つてお
るか、こういう点について私が最初か
らその点にしばつて質疑をし、答弁を

お願いしたいと考へておつたゆゑなん
なんです。政府の方針といふものが一体
わからない。この條文は條文です。し
かしその根本を貫く精神については、
政府は一体どういふものを持つてゐる
のか、これがわからないのです。一つ
伺ひますが、ここに仮定の問題として
一つの私的会社があります。それがあ
る特定の物資に対して、他の同じ需要
者を排除して、まづ先にその物資を売
つてくれる、またその値段につきまし
ても、これは他の需要者よりも最低
に、あるいはそれ以下に、最も有利に
それを売つてくれる、こういう契約
をした場合に、これは當然私的独占禁
止法にひつかかると思ひますがどう
ですか。

○横田(正)政府委員 それは必ずしも
ただちに私的独占にはなりません、
例の不正競争方法の、他と取引をし
ないとか、他の競争者との間にいろ
いろな拘束条件をつけて、自分だけ取
引をするといふような問題になります
れば、これは不正競争方法に該当し
て、独占禁止に準用できると思ひま
す。

○風早委員 ところが今度の行政協定
を見ますと、十分皆様方御承知の通
り、米軍は日本の公益事業、電気やガ
スや水道、これをやはり最優先的にか
つ最も有利に供給させるという権利を持
つことになつたわけです。こういうもの
は、もちろん相手が何分にも米軍で
あるから、言うまでもなくこれは禁止
法にひつかからない、こういうこと
になるわけですか。

大なる問題がある。われ／＼はだからこ
そ行政協定というやうなものに対して
は、根本的に日本の経済の立場から反
對するわけでありまして、さらに米軍
が使うのだという名において、實際ア
メリカ側が、あるいはアメリカの御用
商人が、日本で今ややつとあるところ
の仕事、これは明らかに日本の中でい
くらお互ひに公正にやろう、公平にや
ろうといひましても、大きな不公平な
やつが現れて来て、こいつがひつか
きまわすといふことになります。こ
こでいくらやつてもやる者が損なん
です。ともでもないことになつてしま
う。それで今は税金などの問題でも、
向うから入れて来る品物は、関税もな
ければ日本の国税も地方税もかけられ
ない。こういうことで日本のそれをつ
くつておつたメーカーや商人が上つた
りなんです。今パターでも自動車で
も、奢侈品と言われるいろいろ／＼な化
品でありますとか、いろいろ／＼なもの
がさんたんたる状況になつて来てゐる。
こういうふうなことが許されてゐるわ
けです。一方ではいづれもこれは米軍
が使うのだといふ名前を上にかぶせる
ことは、いとやさしいことなんです。
まして、行政協定で米軍がこのような
不正な取引ができるという契約、と
いふよりも公の條約でこれが定められ
てしまふ。こういうことには一方では
おいて、もう一方では一体何をしよ
うといふのか。こういう点を政府は一
体どう考へるか。これから独占法をど
う持つて行くかとするのか。そういう
点が私どもは根本的に問題だと思ひ
ます。これからこの独占法を持つて行
く方向の問題をいたしまして、今のよ
うな外国資本あるいは米軍という名前

をかぶせた結局外国資本、こういうも
のが日本に進出する場合において、今
私的資本同士の間では、少くとも禁止
せられてゐる條項に違反するやうなも
のがある場合において、これに対して
は一体どういふ態度を政府としてはと
られるか。この点をひとつ御答弁願
ひたい。

○横田(正)政府委員 その根本問題
は、どうも私から申し上げるのは不適
当のように思ひますが、アメリカの政
府なり軍自体が、そういうやうな拘束
的な取引をするという問題につきま
しては、先ほど申しましたようにこれ
は独占禁止法の問題にひつかからぬわ
けでございます。しかししたとせばその名
において、独占禁止法上問題にし得る
外国の会社が何かありますれば、これ
は独占禁止法の観点から処理いたすこ
とができると思ひます。なお国自体、
軍自体がそういうことをやることに
ついて何ともしなければならぬという問
題につきましては、日本政府全体の問
題題全体の問題として、十分に検
討を要することかと思ひますが、しか
し私としてはちよつとこゝで何ともお
答へできないわけなんです。

○風早委員 しかし国内の私的企業者
に対して、たとえば第二條の第六項の
二であります、不当な差別待遇や、
それから同じく三の不当に低い対価で
あるとか、こういうものは明らかに禁
止される條項になつてゐるわけなんです。
こういうことを米軍であるがゆゑ
に、米軍だつてこれは商売です。結
局商売をやつてゐるわけなんです。そ
れをただ軍の名前をかぶせただけで、そ
ういふものは適用できないといふこと
になりますと、もう根本から独占法とい

モーターズといつたような最大の会社、その株式の二三％はデュボンが独占しており、もうそのゼネラルモーターズは、完全にデュボンで牛耳られていることはわかりきつた話なのです。そういうことが平気で現実になされている。そういうところを見ましても、アメリカではたしてアンチ・トラスト法というものが、實際問題としてどれだけ役に立つておるか、疑問というよりも、こういうものは明らかに意味のないものになつてゐるわけです。つまり形の上だけでこういうものが民主主義でござい、自由主義だといわれておるけれども、実際にはアメリカでははずか何千家族で支配されていることとかわりがない。そしてますますそうなつて行く。日本ではまだわずか六年の経験しかないし、まだその成果を云々するのは早いと言われますが、六年の間を見ましても、同じことが日本にも現れておることは先ほど申した通りです。なぜこういうことをやるか、特にアメリカがなぜやらせるかということ、どの程度まで考えておられるかを私は聞きたい。私の考えでは、とにかくアメリカの資本に對抗するような独占であつては困る。しかしそうではなくて、アメリカに従うものであればなほはつこうだ。ですからそのためになぜばら／＼にして弱めて、そうしてどん／＼アメリカの資本を入れておいて、今度は独占おかまいなし、この地ならしをやるためにやつてゐるとしか考えられない。われわれはこの問題は十分そういう観点でつかんでおるつもりでおりますが、そういう点は御異議があり、事実において

間違つておるなら間違つておる。自分たちはどう考えておるといふことを、この次にはひとつ明確に御答弁願いたいと思います。私はきょうはあとの質問を留保しまして、これで打切ります。

○前田委員長 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会いたし、事業者団体法の一部を改正する法律案を討論採決いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会